

=====

CHINA IP Newsletter JETRO 北京事務所知的財産権部 知財ニュース
2018/6/12号 (No. 276)

=====

【最新ニュース・クリッピング】

○ 法律・法規等

1. 最高人民法院、専利の権利付与・権利確定に関する「司法解釈」で意見募集(中国法院網 2018年6月1日)

○ 中央政府の動き

1. 李克強総理、市場監督管理の強化と社会信用システムの構築を強調(中国政府網 2018年6月6日)
2. 国務院劉鶴副総理、国際協力推進と知的財産権保護を強調(国家知識産権戦略網 2018年6月7日)
3. 国の両部門、知的財産権運営サービス体制整備を引き続き推進(中国打撃侵権工作網 2018年6月4日)
4. 習主席、知的財産権保護の強化を強調＝中国科学院第19回院士大会(国家知識産権戦略網 2018年6月4日)
5. 財政部「通達」、知的財産権保護の全面強化に注力(中国打撃侵権工作網 2018年6月4日)
6. 国家版權局庄栄文局長と王彬穎・WIPO事務局次長が会談(中国打撃侵権工作網 2018年6月4日)
7. 国務院常務会議で知財保護を強調、法定賠償の大幅引き上げなど(中国打撃侵権工作網 2018年6月1日)

○ 地方政府の動き

1. 江蘇省、中小企業による知的財産戦略を支援、5つの目標を確定(中国打撃侵権工作網 2018年6月5日)

○ 司法関連の動き

1. 上海知識産権法院、5つの施策で裁判における調停活動を推進(上海知識産権法院 2018年6月1日)

○ ニセモノ、権利侵害問題

1. 河南省、知的財産権法執行・権利保護特別行動を開始(中国政府網 2018年6月6日)
2. 山東省で知財法執行協力交流会が開催、4省15都市出席(国家知識産権網 2018年5月30日)

=====

●ニュース本文

○ 法律・法規等

★★★1. 最高人民法院、専利の権利付与・権利確定に関する「司法解釈」で意見募集★★★

最高人民法院が6月1日、「専利の権利付与・権利確定に係わる行政事件審理における若干問題に関する規定(一)」の意見募集稿を公式サイトで公表した。7月1日までの一ヶ月間にわたって一般向け意見募集を行う。

専利(特許、実用新案、意匠を含む)の権利付与・権利確定に関する行政事件の裁判実務で浮上した主要な課題について、最高人民法院は調査研究を重ねて、同意見募集稿を作成した。審理範囲や特許請求内容の釈明、法律適用、判決方法、証拠規則などの内容が盛り込まれている。意見募集稿の改正などに関する意見は以下の方法で提出することができる。

▽電子メール：spcpatent@163.com

▽書簡：北京市東城区東交民巷 27 号 最高人民法院知的財産権審判庭 郵便番号 100745

(出典：中国法院網 2018 年 6 月 1 日)

○ 中央政府の動き

★★★1. 李克強総理、市場監督管理の強化と社会信用システムの構築を強調★★★

李克強国務院総理は 6 月 6 日に国務院常務会議を招集し、市場監督管理分野における管理体制を改革し、一連の行政証明事項を取り消して企業の事務負担を軽減させると共に、社会信用システムの整備を促すとした。

会議では、「政府活動報告」に求められている事項を徹底し、改革の深化とビジネス環境を最適化するためには、抽出検査を行い、その検査状況と処理結果を一般市民にタイムリーに公開することが重要な手段であると示された。また、部門間の共同法執行・監督の推進、トップダウンデザインの強化などが強調され、すべての関連部門に市場の公平性と効率性を促進するための改革措置を打ち出すよう求めた。

社会信用システムについては、「ここ数年、社会信用システムの構築で大きな進展を収め、統一社会信用コードが社会全体をカバーし、信用に基づいた奨励・懲罰体制は役割を果たしつつある」と指摘した上、今後はブラックリスト制度を確立し、権利侵害と模倣品などの違反行為を公開するなどして、社会信用システムの構築を一層強化していくと強調した。

(出典：中国政府網 2018 年 6 月 6 日)

★★★2. 国務院劉鶴副総理、国際協力推進と知的財産権保護を強調★★★

国務院の劉鶴副総理が 5 月 30 日、北京で開催された陳嘉庚科学賞と光華工程科技賞の授賞式に出席した。劉副総理は演説の中で、国際協力の推進と知的財産権の保護強化を強調した。

劉副総理は、先日開かれた中国科学院第 19 回院士（アカデミー）大会の開幕式における習近平総書記の演説に言及し、中国の科学技術・研究開発で上げた実績を評価したうえで、イノベーション分野の重要な任務を達成するために、関連施策の整備、徹底に注力するよう呼びかけた。

また、▽基礎研究と人材育成の強化、▽重要技術の研究開発による国全体のイノベーション水準の向上、▽良好な研究開発環境の整備、▽国際協力の推進と知的財産権の保護強化——などに取り組む必要があると強調した。

(出典：国家知識産権戦略網 2018 年 6 月 4 日)

★★★3. 国の両部門、知的財産権運営サービス体制整備を引き続き推進★★★

6 月 1 日、財政部と国家知識産権局が、知的財産権運営サービス体制整備プログラムを今年も引き続き推進する旨の通達を共同で発布した。イノベーション資源の集約度が高く、影響力が大きい重要都市を選定し、その知的財産権運営サービス体制の整備事業を支援し、知的財産権運営と産業界との相互融合、相互支援を推し進める。

通達によると、今後 3 年をめどに、重要都市において健全で順調に運用できる知的財産権運営サービス体制を確立し、知的財産権創造の質、保護の効果、運用効果、管理能力、サービス水準の大幅な向上を実現する。また、知的財産権管理規範を整備した企業が 100 社以上、専門的で総合的な知的財産権運営機構が 5 社以上に達し、行政法執行事件扱い件数が年平均 20%以上増加するなどの目標が掲げられている。

(出典：中国打撃侵権工作網 2018 年 6 月 4 日)

★★★4. 習主席、知的財産権保護の強化を強調＝中国科学院第 19 回院士大会★★★

中国科学院第19回院士（アカデミー）大会が28日北京で開かれ、習近平国家主席が大会で演説を行い、知的財産権保護の強化と知的財産サービス体制の整備の必要性を強調した。

習主席は演説の中で、「中国が強くなり復興するには、科学技術の発展に一層取り組む必要がある。21世紀に入り、新たな技術革命や産業の変革が、世界のイノベーション構造を再構築し、また世界の経済構造も変えている。インターネット、ビッグデータ、人工的知能と、実体経済とを深いレベルで融合させ、製造業の産業モデルや企業形態を根本的に変え、中国経済を高成長から高品質の発展へとシフトさせ、中国の産業をグローバルバリューチェーンのハイエンドに昇進させなければならない」とした上、「そのためには、知的財産権保護の強化と知的財産サービス体制の改善が必要である」と指摘した。

さらに、「自主的イノベーションは世界トップレベルの技術への必須ルートである。前人未到の道に挑戦し、コア技術を研究開発し、イノベーションと発展の主導権をしっかりと手中に収める。豊かな暮らしに対する国民の憧れを、技術イノベーションへの帰着点とし、国民に恩恵や福祉をもたらし、生活を改善することを技術イノベーションの方向性としてほしい」との期待を示した。

（出典：国家知識産権戦略網 2018年6月4日）

★★★5. 財政部「通達」、知的財産権保護の全面強化に注力★★★

財務部は、知的財産権運営サービスシステムの整備に関して1日に出した「通達」の中で、知的財産権保護の全面的な強化、知的財産権保護体制の推進に注力する方針を明確にした。

「通達」は、知的財産権保護の厳格化、全局化などを推進し、迅速な共同保護体制で法執行、権利保護の効率向上に取り組むよう求めている。具体的な施策として、▽知的財産権法執行、権利保護の特別行動の実施、▽産業それぞれの特色ある知的財産権保護センターの整備支援、▽知的財産権分野の社会信用システム整備推進、▽産業別知的財産権連盟の設立支援、▽知的財産権保護支援サービスネットワークの整備、▽知的財産権普及啓発、研修訓練の強化——などの内容が盛り込まれた。

（出典：中国打撃侵権工作網 2018年6月4日）

★★★6. 国家版權局庄栄文局長と王彬穎・WIPO事務局次長が会談★★★

6月1日午後、国家版權局の庄栄文局長と世界知的所有権機関（WIPO）王彬穎事務局次長が北京で会談を行った。双方は、著作権分野における協力のさらなる強化、「視聴覚的実演に関する北京条約」の早期発効などについて意見交換を行った。

庄局長は、著作権分野の人材育成訓練、著作権保護制度の整備などでWIPOとの協力を強化し、国際フォーラムなどを共催して中国の著作権創造、保護、運用の実情を世界に紹介したいと語った。王事務局次長は、中国による著作権分野の取り組みを評価した後、世界範囲での著作権創造、保護の推進を含む交流、協力の強化を望むと表明した。

この外、双方は会談において、上海国際映画祭での「映画の経済的、文化的価値と著作権保護」をテーマとした国際会議の共催、第7回中国国際著作権展示会の開催、「中国著作権金賞」選定作業などについても意見を交わした。

（出典：中国打撃侵権工作網 2018年6月4日）

★★★7. 國務院常務會議で知財保護を強調、法定賠償の大幅引き上げなど★★★

5月30日に開催された國務院常務會議で、中国の開放拡大、経済モデル転換・グレードアップ推進を目指し、外資の効果的な活用を一層促進するための施策が決定された。

會議で外資系企業の合法的權益を保護し、知的財産権侵害・模倣品、営業秘密侵害、悪意の商標先駆け登録などを厳重に取り締まり、知的財産権侵害の法定賠償額を大幅に引き上げる方針を明確にした。

2017年、中国の実行ベース外資導入額は8775億6000万人民元で、前年より7.9%増加した。今年1～4月に新設された外資系企業は1万9000社、前年同期比95.4%増加した。「知的財産権保護は良好なビジネス環境作りの重要な一環で、保護強化は対外開放の拡大に求められているだけではなく、中国自身の発展に必要なものだ」と、中南財経政法大学・知的財産権研究センターの馬一徳教授が語った。

(出典：中国打撃侵権工作網 2018年6月1日)

○ 地方政府の動き

★★★1. 江蘇省、中小企業による知的財産戦略を支援、5つの目標を確定★★★

中小企業によるイノベーションの促進と、その知的財産権の創造、保護、管理、戦略的運用能力の向上を狙い、江蘇省知識産権局と省経済・情報化委員会は「江蘇省中小企業知的財産権戦略推進プログラム実施方案(2018～2020)」を共同で作成し、発表した。

「方案」は政策、サービス面の支援強化により、中小企業の保有する知的財産権の品質と運用効果を大幅に高め、中小企業のイノベーション発展を促進する長期的体制の構築に注力し、知的財産権優位性と市場競争力を有する中小企業を多数育成するよう求めている。また、中小企業による知的財産権創造力の育成、知的財産権の価値実現、知的財産権管理水準の向上、知的財産権の保護強化、知的財産権サービスシステムの整備といった5つの分野における主な任務と目標を明確にした。

(出典：中国打撃侵権工作網 2018年6月5日)

○ 司法関連の動き

★★★1. 上海知識産権法院、5つの施策で裁判における調停活動を推進★★★

上海知識産権法院は今年3月より、裁判における調停依頼業務を全面的に推進するようになった。同法院は、上海市工商連合・民商事人民調停委員会、上海市東方公証処、上海経貿商事調停センター、上海市ソフトウェア業界協会などの調停組織と提携し、調停員、公証人の定期的駐在制度などを導入した。調停組織との意思疎通、協力の強化により、多元化された紛争対応メカニズムが一段と改善されている。

調停活動を推進するための具体的な施策として、▽突き合わせメカニズムの確立、▽専門家など、業界協会が保有する資源の活用、▽普及啓発の強化、▽定期的な交流活動の実施、▽調停業務に関する研修訓練の強化——の5つが含まれる。

統計によると、上海知識産権法院で今年4月20日までに調停手続きに入った72件の訴訟の中で、調停が成立したものが17件、全体の23.6%を占める。訴訟に係った総金額は2787万人民元に上る。

(出典：上海知識産権法院 2018年6月1日)

○ ニセモノ、権利侵害問題

★★★1. 河南省、知的財産権法執行・権利保護特別行動を開始★★★

6月5日、河南省が2018年度の知的財産権法執行・権利保護に関する特別行動「雷霆」の始動式を新郷市で開催した。年末までに重点分野、重点地域で法執行活動を展開し、専利(特許、実用新案、意匠)に関わる権利侵害、詐称行為を迅速に摘発し、処罰を強化する。

今回特別行動では集団による権利侵害、繰り返し侵害の摘発を強化するとともに、典型的事例の公表などを通じて普及啓発を強化する方針である。知的財産権の各管理当局は食品・薬品、環境保護、安全生産などの各分野に重点を置いて、主に電子商取引や専門市場、展示会などを対象に取り締まり活動を実施する。

今年1～4月、河南省の専利出願件数は5万5412件に達し、前年同期比77.3%増加し、登録件数は1万5485件、同63.1%増加した。この中で特許出願は同82.3%増の1万6494件であった。

(出典：中国政府網 2018年6月6日)

★★★2. 山東省で知財法執行協力交流会が開催、4省15都市出席★★★

山西・河北・山東・河南4省の一部の都市による知的財産権法執行協力経験交流会がこのほど、山東・棗荘市で開催された。山東省知識産権局の張躍進副局長、棗荘市の劉吉忠副市長が出席し、演説した。

会議で河南省済源市、漯河市、山東省済寧市の加盟に関する決議が採択された。4省15都市の知識産権局の責任者を含むおよそ90名の代表が出席し、法執行活動の経験について交流を行い、典型的な特許権侵害紛争事例をめぐって議論を交わした。会議後、代表らは棗荘市の知的財産権優位企業2社を見学した。

(出典：国家知識産権網 2018年5月30日)

【中国 IPG のご紹介】

中国 IPG (Intellectual Property Group in China、中国知的財産権問題研究グループ) は、在中日系企業・団体による、知財問題の解決に向けた取り組みを行うことを目的とした組織です。

主な活動には、年5回開催する予定の全体会合(メンバー間の情報交換や各種講演を実施)や、特定テーマについての検討を行う専門委員会、会員の所属業界における知的財産問題についての情報交換を行うWG等があります。その他、知財関連法令についての意見募集への対応等を行っています。

ご関心・ご参加をご希望の方は、下記までお問い合わせください。

★中国 IPGweb サイト：<https://www.jetro.go.jp/world/asia/cn/ip/ipg/>

★中国 IPG 事務局(ジェトロ・北京事務所 知的財産権部)

Tel: +86-10-6528-2781、E-mail: pcb-ip@jetro.go.jp

【配信停止・配信先変更】

配信停止を希望される場合は、下記の URL にアクセスの上で「Unsubscribe」ボタンを押して下さい。

配信先を変更したい場合は、配信停止をした上で新たな E メールアドレスをご登録ください。

https://www.jetro.go.jp/mail5/u/1?p=tTW_GIj5ntM53_3CF1ZAZAZ

【ご感想・お問い合わせ】

本ニュースレターに対するご感想・お問い合わせ等がございましたら下記までご連絡下さい。

日本貿易振興機構(ジェトロ)北京事務所知的財産権部

TEL : +86-10-6528-2781

E-Mail : pcb-ip@jetro.go.jp

【著作権】

本ニュースレターの著作権はジェトロに帰属します。

本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

【免責】

ジェトロはご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行ってください。

本文を通じて皆様に提供した情報の利用(本文中からリンクされているウェブサイトの利用を含みません。)により、不利益を被る事態が生じたとしてもジェトロはその責任を負いません。

【発行】

日本貿易振興機構(ジェトロ)北京事務所知的財産権部
